

令和6年12月 3日 開会

令和6年12月13日 閉会

(定例第4回)

日吉津村議会会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 62 号

令和 6 年第 4 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 5 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 6 年 12 月 3 日 午前 9 時 00 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

齊 田 光 門	加 藤 治
江 田 加 代	長谷川 康 弘
前 田 昇	石 原 浩 明
河 中 博 子	橋 井 満 義
松 田 悦 郎	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第4回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和6年12月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年12月3日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 報告第17号 長期継続契約について
- 日程第 6 報告第18号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第19号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））
- 日程第10 議案第33号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
- 日程第11 議案第34号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 報告第17号 長期継続契約について
- 日程第 6 報告第18号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第19号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鳥取県西伯郡日吉津

村一般会計補正予算（第3回）

日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津
村一般会計補正予算（第 4 回））

日程第 10 議案第 33 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）

日程第 11 議案第 34 号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

出席議員（10 名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 治
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（な し）

欠 員（な し）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 大 武 浩	住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久	建設産業課長 福 井 真 一
教育長 井 田 博 之	教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂	

午前 9 時 00 分 開会

○議長（山路 有君）皆さんおはようございます。ただいまから令和 6 年 12 月第 4 回定例会を

開催いたします。

開会前に議長として一言ご挨拶申し上げます。10月1日には鳥取県初となる総理、石破総理が誕生したところであります。11月に開催されました全国議長会において、お会いし、お言葉の中に地方創生鳥取県からその第一歩を踏み出すと、力強いお言葉をお聞きしたところであります。中でも若い、また若い女性に魅力を感じていただける地方を目指したいとの言葉でありました。総理総裁が、身近に感じられたところでもあります。

鳥取県日吉津村においても、まちづくりのチャンス率直に感じたところであります。議会としても、村の課題を指摘、提言しながらその一歩を確実なものとする機会であるように思います。

いよいよ国道沿いに進出してきました企業の一部がオープンし、村の景色が一変しつつあるところです。しかしながら、当初から心配していました交通渋滞が現実のものとなり、住民からの不安の声が数多く聞こえるところであります。都市計画区域による9メートル道路幅は限定された中で、それまでのアクセスは村道、農道を通過する機会が多くなります。隣接した世帯の方からは、心配の声が日増しに増えるところであります。また、海浜運動公園の開発、旧うなばら荘の今後など、問題山積のところであると思っております。議員各位の提案、指摘など期待するところであります。明日の村づくりに一石を投じたい気持ちでいっぱいであります。

それでは会議を開きます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、江田加代議員、4番、長谷川康弘議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日から12月13日までの11日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの11日間、審議予定はお手元に配付のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。最初に議長からの報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長、教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席しております。出納検査報告、お手元に配布のとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思います。

陳情の付託報告、本日までに受理しました陳情1件は供覧といたしました。意見書の処理報告、9月定例会において採択となりました持続可能な学校の実現を目指す、実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について、他2件につきましては、9月20日付けで提出者に審査結果の通知をいたしました。

行事報告、9月定例会終了後から本日までお手元に配付のとおりです。

次に、村長からの報告事項があれば報告願います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 皆さんおはようございます。令和6年第4回日吉津村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご出席をいただきました。感謝を申し上げます。

開会にあたりまして諸般の報告を申し上げます。まず、10月20日、21日の2日間日吉津村海浜運動公園を会場に、全国から26チーム、約100名の選手の皆さんにお越しいただき、ねんりんピックターゲットバードゴルフ交流大会を開催いたしました。天候が心配されましたが無事に2日間競技を行うことができ、会場内に設置したおもてなし広場では、村内外の関係団体、事業者の方々にお世話になり、とん汁や蕎麦のふるまいや、特産品販売を行い、大会アンケートでも、美味しかった。会場内でのスタッフのおもてなしに感謝をしたい。など、好評でありました。

また、ねんりんピック大会期間中には県内の施設を活用し、健康福祉、生きがいに关するさまざまなイベントが開催をされました。10月19日から21日まで米子コンベンションセンターの地域文化伝承館が開催をされ、日吉津村老人クラブ連合会の皆さんが、日頃の活動の内容を展示をされたり、19日のステージの部では、日吉津村から日吉津フラ同好会やあじさいの会の2団体が出演をされ、多くの来場者の前で普段の活動の成果を披露されました。大会実施にあたり、約3年前から始まりました準備から、鳥取県ターゲットバードゴルフ協会、関係団体、地元企業をはじめ村民の皆様にお世話になり、成功裡のうちに交流大会を閉幕することができました。皆

様のご協力に感謝を申し上げます。その他にもさまざまなイベントが開催をされ、とても充実した秋となりました。

10月26日には、小学校体育館で学習発表会きらきらフェスティバルが開催をされました。どの学年の子供達も、見ている人にセリフがしっかり伝わるように表現しているだけでなく、学年に応じた成長が随所に見られ、感心感動する場面がいくつもありました。

また、11月2日、3日に開催されましたふれあいフェスタ2024は、今年度も実行委員会を中心に、村民の皆様による手作りのフェスタとなりました。のびのびと表現された図画工作の作品や、ヴィレステを拠点としたサークル活動の芸術作品など、子供から大人まですべての年代の皆さんの活動に触れていただくことができました。また、地域の皆さんが出展された物品の販売、ステージイベントでは合唱やダンス、ゲストとしてお越しいただいたレインボージャズオーケストラの迫力ある演奏等もあり、多くの皆さんの笑顔を見ることができました。

11月6日に執り行いました村の戦没者慰霊祭には、今年も小学校の6年生も参列をして一緒に献花をし、また児童代表が平和学習での学びを通して、自分たちにできることについて、考えたことを発表してくれました。また同時期に開催をされた平和展では、平和学習の成果を掲示発表してくれました。戦争の悲惨さや平和の大切さを感じ、繋いで行ってくれることを期待したいと思います。

11月21日には、小学校コミュニティスクールの取り組みとして、今年で5回目となる日吉津村熟議を実施しました。今回は初めて参加者に中学生も加えて、子供も大人も大好きな村づくりというテーマで話し合いをいたしました。日吉津村をどんな村にしたいか、それを実現するための取り組みについて、多くの意見が飛び交いました。熟議の後では、参加者の皆さんがしっかり喋ったなど、面白い意見が出たよと満足そうに感想を伝えてくださいました。中学生ならではの意見も出され、さまざまな世代が集まることの価値を感じた時間となりました。

今回の熟議で出てきた皆さんの意見を、できるものから子供たちの教育に反映をさせていきたいと考えております。スポーツにおきましては9月1日に球技大会、ソフトバレーボールとグラウンドゴルフ、10月6日には村民運動会が開催をされ、参加選手と応援する各自治会、村民の皆様の交流が図られる大変素晴らしい大会となりました。今後もこれらのスポーツイベントなどを契機に、健康づくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。

図書館におきましては9月、10月と夜の図書館を開館いたしました。同時開催したイベント、あなたの住まいのお片づけには、さまざまな年代の参加があり、村民の皆さんの住まいの問題解

決に向けた関心の高さを感じました。また、村内を巡回する日吉津出前図書館は、徐々に利用が増えると同時に、図書館への来館にもつながるという相乗効果を生んでいます。ぜひ、皆様にもご利用いただきたいと思います。

子育て支援の関係では、こども園の保育室等の増設工事につきましては、保育室の工事が完了致しました。10月から年長児を2クラス運営とし、小学校へのスムーズなつなぎときめ細やかな保育、教育により、園児の成長に繋げてまいります。11月から新年度の入園申請を受付開始しており、引き続き地方創生総合戦略で掲げた待機児童ゼロを継続し、子供達がのびのびと安心して遊ぶ、保護者の方々が安心して子育てできるよう適切な職員配置にも努めてまいります。園庭改修工事は、12月末までに完了予定となっておりますので、引き続き安全第1で施設整備を進めてまいります。

健康保険証の関係ですが、この12月2日をもって健康保険証の新規発行は終了となりましたが、お手元にある保険証はマイナ保険証と並行して有効期限までお使いいただけますので、廃棄をされないようお願いを申し上げます。

12月2日以降に国保の加入手続きや、保険証再発行の手続き等をされた場合には、保険証に変わり、資格確認票、または資格情報のお知らせを交付することとしております。マイナ保険証お持ちでなくても、これまでどおり医療にかかることができますので、安心して受診をしていただければというふうに思います。

令和6年度新型コロナワクチン接種につきましては、接種期間が令和7年1月31日とまでとなっており、鳥取県西部圏域の協力医療機関で接種をしていただくことができます。本村内では、大山内科クリニック、桜木クリニックが協力医療機関となっております。対象者は60歳以上65歳未満で、重症化リスクの高い方となっており、ワクチン接種の自己負担額は、住民税課税の方は2,000円、住民税非課税の方は1,000円としております。新型コロナウイルス感染症の重症化予防、発症抑制のために、接種を検討していただきますようお願い申し上げます。

この度役場駐車場に、電気自動車の普通充電器を導入をいたしました。常時2台の充電が行え、1時間の充電で約40kmの走行が可能ということであります。ご利用にあたってはスマートフォンで、専用アプリもしくは充電器に表示してあるQRコードからの手続きをしていただき、クレジット決済ということになります。この充電設備は国の補助金を活用し、電気自動車充電設備の設置を進めている企業からの提案により、本村の負担を伴わず設置することができたものであります。環境対策や災害時での電源となる電気自動車の普及を促進し、また本村訪れる方の拡大に

もつながることを期待をしています。

次に防災の関係ですが、本年もあとひと月弱を残すところとなりましたが、今年は1月1日には能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震、8月の8日には日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、始めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、全国的にも地震に対する危機感、及び緊張感が大きく高まっているところであります。本村においては、9月29日に地震津波を想定した防災訓練を実施いたしました。対策本部の初動訓練、消防団による救助等の訓練をはじめ、自治会の皆様などにもご協力をいただき、イオン及びトレーニングセンターへの避難訓練、自治会公民館での炊き出し訓練など、それぞれの自治会で訓練をいただきました。この場をお借りし、お礼を申し上げます。来年度以降も、出来る限り多くの村民の皆様にご参加をいただき、お一人おひとりが平時からの備えについて考えていただく機会として取り組んでいきたいと思っております。村内の火災につきましては昨年6月の建物火災以降は発生しておりませんが、これから冬に向け暖房器具等火を使う機会が増えるだけでなく、空気が乾燥してまいります。火災にも十分気をつけていただきますようお願いいたします。

本年も地震だけでなく、台風や豪雨災害などが頻発し、各地で甚大な被害をもたらしております。今後も村として、改めて災害への対応など強化してまいりたいというふうに考えております。

海浜エリアの活性化につきまして、海浜運動公園の魅力化に向け、村内外から多くの皆さんにご利用いただける公園として、基本計画に反映をさせるためパブリックコメントによる意見募集を行いました。ご意見では、村民が気軽に利用できる公園、グラウンドゴルフが引き続き競技できる公園、子供達が遊べる屋内以外の遊び場の導入、自然環境や立地の地域特性を生かしたアウトドアアクティビティ体験の機能、充実などさまざまなご意見が寄せられたところであります。引き続き事業者へのサウンディング市場調査等を実施しながら、今後は実施方針、要求水準書の作成を進めてまいりたいというふうに考えております。

旧うなばら荘につきましては、引き続き施設所有者である民間事業者と、西部広域行政管理組合、日吉津村で、施設の第三者への譲渡に向けた協議を進めているところであります。これまでさまざまな事業者の方から関心を寄せていただいておりますので、1日でも早く次の譲渡先が決まり、新しい施設が稼働できることとなるよう、関係機関と協力をして進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど議長からもありましたが、10月1日には鳥取県から初めて石破茂内閣総理大臣が誕生されました。その後の衆議院議員総選挙を経て、11月11日には第103代の総理大臣に引き続き就

任をされ、先週の臨時国会開会にあたり、所信表明を行われたところであります。今後、国会での議論を経て実施が予定されます経済物価対策物価高対策など、本村としても国の動向を注視しながら、適時、的確な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、石破首相が掲げる地方創生 2.0、改めて地方から日本を元気にしていこうということを 1 丁目 1 番地に掲げておられます。先週末には、鳥取市において石破総理も出席をされ、人口戦略フォーラムが開催をされたところでもあります。本村におきましても、これまでの地方創生の取り組みをさらにバージョンアップさせ、鳥取からの地方創生、地方に住む私たちが主役の地方創生にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様、村民の皆様のますますのご理解、ご協力お願いし、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 16 号 から 日程第 5 報告第 17 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、報告第 16 号和解及び損害賠償の額を定めることについて、日程第 5、報告第 17 号長期継続契約について、以上 2 件については、村長からの報告ですので一括議題とします。村長の報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました報告第 16 号和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分について、それから報告第 17 号長期継続契約についてご報告を申し上げます。

まず、報告第 16 号和解及び損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてご報告を申し上げます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により制定した、議会権限に属する事項中、村長において専決処分すべき事項の指定についての第 2 項に基づき、令和 6 年 10 月 15 日を期日として、専決処分を行ったものでございます。

これは令和 6 年 10 月 9 日に、日吉津小学校農園で農業体験授業中に作業協力者所有の軽自動車のドアが突風により開き、隣接する駐車中の車のドアを破損させたため、修繕費を賠償し和解するものであります。

次に、報告第 17 号長期継続契約について、別紙報告書を付しましてご報告を申し上げます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものであります。報告する案件は 2 件と

なります。

1 件目は、庁舎内において職員が通常業務に使用する業務用パソコンの賃貸借契約であります。契約の相手方は、株式会社鳥取県情報センター、契約金額は月額 58 万 6,960 円。契約期間は 5 年間となります。

2 件目は、小学校教職員が使用するパソコン及びタブレットの賃貸借契約であります。契約の相手方は株式会社 KOA、契約金額は月額 14 万 4,100 円、契約期間は同じく 5 年間であります。

詳細については添付しております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

以上で一括議題となりました報告 16 号から報告第 17 号の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これから質疑行いますが、質疑は各報告ごとに行います。報告第 16 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。専決処分のいわゆる和解について、一応あの確認をさせていただいたと思います。これはあのボランティア的に、村の行事に参加いただいた方の車のドアが開いて、駐車場に駐車中ですね多分職員だと思いますが、職員の車にぶつかったと、その場合、通常だとあの一般の駐車場とか、一般の場合にはドアの空いた方の不注意ということで、その方がまああの普通は保険かなんかを使って、隣の車の保証するということが通常のパターンだとは思いますが、今回はこれを村費で補償をして和解をするということでもありますので、あのいろんな事情があるとは思いますが、基本的なですね、ある程度、基本線がないと保証する際の基準が明確になってないと、今後いろんな事例の場合ですね、あのあまりに拡大するのかもしれないと思いますし、あの逆にいうと村が保証しなければいけないから、あの何かボランティア活動に、村が過度にまた監督する必要がある出てくるというようなことも困るので、まあちょっと蛇足かも知れませんが、そういった点でも改めて、あのこの辺の補償に至った村の判断の基準的なものについてご答弁いただいといたらなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。今回の損害賠償につきましては、先ほど前田議員ご指摘のとおり、授業に来ていただいた協力者の方が止めていた車が、職員駐車場にあります職員の車にぶつかったと、窓が開いてぶつけてしまったということでございます。

それでそのまあ村の考え方としましては、やはりこの事業を主催していた責任というのは村に

ありますので、その村が依頼して来ていただいた協力者が起こされた事故につきましては、村の責任ということで村が賠償するという結論になりました。それでやはり、何が何でもということになっていけないというのはご指摘の通りだと思います。その責任はしっかりこの範囲までということで、当初から主催者としての明確にしておきながら、今後は対応していきたいと思っております。今回の事につきましても、やはりその協力者の車がまああるわけなんですけども、その事業をする際に、じゃあどこまでそのスペースを確保していかなければいけなかったということとは、やはりまだもう1回検証する必要があると思います。そういった安全配慮が、村としても足らなかったというふうに反省をしておりますので、今後とも活かしていきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） あの確認ですが、通常あの村とか公共施設で事故があった場合には、あの公共施設での責任ってことで保険がかけられてると思いますが、今回はそれに適用にならなかったという、その辺の理由も一つお答えいただけたらと思います。

それからの確認ですが、このボランティアで来ていただいた方っていうのは、いわゆるなんていいますかね、あのどっかの団体からあの何人か来られたっていうじゃなくて、その村の行事っていうことで、事前に、この方にも来ていただくっていうのは何かそういう把握がされていたんでしょうか、その辺確認したいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。村の加入しておりますのが、全国町村会の総合賠償補償保険制度という保険に加入しております。これがだいたいあの村が賠償するときに提供する保険であります。今回の事例につきましては、車が隣の車ぶつけてしまったということで、この保険は問い合わせはしてみましたけれども、該当しないということでございました。

協力者の依頼の仕方につきましては、ちょっと教育委員会の方から答弁をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。先ほど学校から依頼されたあの団体というふうなことで問い合わせありましたが、これは団体ではなくて農業体験活動に係る指導者ということで、学校からお願いされた個人になります。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員、3回目になります。

○議員（5番 前田 昇君） いろんな場面があるということでありまして、あの先ほどのあの町村会の補償にはならない。けれどもあの今回は村が補償すると、その辺のですね、要するに違いついていうかですね、範囲の違いとかですね、そういったのはあると思いますが、ある程度書面等に、あるいは要項等に決めてあった方がいいのかなというふうに思います。

ただしあのもう一方で、あのいろんな地域の方との関わり合いの中にあまりですね、あの逆にあの村が把握しとかなないといけないんだというように、窮屈になって活動が停滞するようになってしまったら困るなというに、あの個人的に思いますので、いずれにしても村のいろんな場面での補償の範囲ということは、あのその何か要綱みたいなもので、あの明確にしておきつつ、その都度村が判断していくということに、そういうふうに努めるべきだし、努められているとは思いますが、その辺をよろしくお願いしたいということで、あのそういうものがあればあの答弁いただいたということですのでよろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。そういった要綱というのははっきり明記しておりませんが、やはりあのご心配のように村もさまざまな事業をしております。その終わった後に、これは該当になる該当にならないということではなくて、やはりその一つひとつの事業でここまでは村の責任者だと、ここからは個人の責任だということ、ある程度は事前に双方が理解した上で、事業をやっていく必要があるなというふうに思っておりますので、その辺は今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

はい、橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） はい、8番、橋井です。ただいまの報告第16号和解及び損害賠償の額を定めることについてご質問させていただきます。

先ほど同僚議員からの質疑があつて、おおかたのところはストーリーがわかってます。それで、お聞きしておかなくちゃいけないと思うのは、今回のこれは車両同士の物損であります。当該の先ほど個人という学校が指導者として個人の方をお願いをされたということのようでありまして、この個人の方をお願いをしたというその関係が、教育委員会並びに村にあるという認識のもとでこの判断をされてるというふうに理解するわけですが、今後このような場合に、個人の方がたくさん出席してご協力いただいていると思うんですよ。そういった場合は、全てこの方が例

えばですね、強風で全部ボンボンと当たっちゃった場合にも、同様の考えでやらなくちゃいけないことになって参りますよね、あの今の状況で行きますと、それで今回、この個人の方のドアの開け方の云々という瑕疵責任なり、云々という事の状況というものを調査されましたか、されなかったですか。

○議長（山路 有君） 教育委員会、どちら、答え、その辺調査、聞き取りされたのか。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。調査というほど詳しく現場検証みたいなことをしたわけではありませんが、聴き及ぶところによりますと、ドアを開ける、あるいは閉めようとした時に、通常の開け方、閉め方をしてしたんですがそこに突風が吹いて、取っ手を持つとったのが離れてしまったということです。過失が全くないかというとなんいわけではないですが、あの不可抗力的なところが大きかったというふうに聞き及んでおります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。この場合に私もなかなか理解しがたい案件であるので、この場合当事者の個人の方、この発注の因果関係は今回あのあれであのちょっと別に置いて、個人の得 A さんの扉が開いて、それで当該の第三者の扉にあたって損傷を受けて、そのこの支弁をするということが今回のことです。ちなみにこの個人の方の保険の対応の仕方というのは全くされなかったというのか、全くそれはよろしいからこっちの村の方でやりますよという判断をすぐにされたのか。その辺のストーリーの経緯というのはどのように処理されたのか、ちょっとあのお伺いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。事故が、事故というか、その破損という状態が発生してましてから、私どもも話を伺いました。どういう状況だったのかということで話を伺い、先程、教育庁が申し上げた内容だったということで、どうするかという対応を検討しました。その際に、個人の責任でもあるなっていうようなところも判断の中にはあったんですけれども、そこでこの事業に関するこれまでの経過などもお伺いしたら、こういった時に過去ではこうしてきたという経過も踏まえながら、今回は村がやはり全面的に賠償すべき必要があるということで、個人の保険ということも視野に入れながら検討したんですけれども、結論としては村が全額みるということになりました。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 8 番、橋井です。最後になりましたので、くどくどと質疑をしても埒のあかない話だなと思っています。本件については、今後どのようにすればこういった問題が防げるのかなということを、まず考えていかななくてはいけないので、今回いい、なかなかこれがすっきりいかない私は結果なってるなと思っておりますのは、まず、これの個人の指導をしていただいてる方に対する謝料なり、その発注と言いましょうか、お仕事の依頼する発注及び、そういう仕事のつながりの関係がはっきりしてない。教育委員会からお願いしますというそうゆう、私でも業界でいう発注書なりという形が取れてなかった。お願いですというそのボランティアなのか、云々なのかということが全くこれははっきりしてない。

そうなるという、個人と損害を受けられた方との問題であるのに、こういうことになっておるということが受け取れるような案件なので、こういうふうな質問しておりますので、しかしながら私は心配するのは、こういった関係をきちっとじゃあ書面でやっていくんだよということになっていくのがいいのか、でもそうやっちゃうと今度は、ボランティア等で来ていただく方との関係が、ギスギスなんか油切れしたマシンのようになっていけなくて、それをやはり今後は努めて考えていかなくちゃいけないということを、私はちょっと心配をしておるもので、これを今回機会として、当局としてはどのような改善をして、これを未然に防ごうと考えておられるのかその辺の見解を聞いて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。橋井議員のご心配していただきますとおり、さまざまなボランティアの皆様、協力者の皆様があつてその事業が成り立っているところであります。その皆さんが気持ちよく出ていただけるようにするというのが、やはり一番大きな村の責任ではないかというふうに思っております。

そのためには、やはりルール作りというのは、きちっと明確にするという、きちっと文章に書くというだけではなくて、あのこちらの中でですね、共通認識を図っていくということが大事ななと思っております。

あのやはり今回の事にしましても、一番まあ責任のあるのはやはり事業者の、事業の主催者である村が、なぜそういった状況をきちっと環境が整えられなかったというところに大きな責任があると思いますので、まずはわれわれがもうちょっと事業をやる際に、あの丁寧に準備をしてやっていく必要があるなというふうに考えております。あのやはり今後は、そういった責任問題も含めた事業のあり方というのを今一度、執行部の方で検討してまいりたいと思いますので、ご理

解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第 17 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。確認ですが、この業務用パソコンの賃借料は、月額あの上がっておりますが、具体的には何台分のものなんでしょうか。それと合わせて、教育委員会の方のパソコン及びタブレット賃借料も何台分の契約でしょうか。補足いただきたい。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員のご質問にお答えいたします。職員が通常業務に使用する業務用パソコンの契約台数は 96 台です。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。教育委員会の小学校教職員関係のパソコン及びタブレット借料ですが、まずパソコンはこれ職員室に置いて使うパソコンで、教室に持っていくものではない。ネットワークに繋いだ業務用のものになります。これが 35、それからタブレットについては、子供たちにあの授業で指導にも使う教職員の iPad になりますこれが 33 になります。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） そのあの業務用のパソコンの 96 台っていうのは、ごくざっとでいいんですけど、要するに村全体で何台ぐらいの、リースの中のこの 96 台かかっていうことと、それから確認ですが、リースでないあのパソコンも実際にざっとでもいいんですけど、あるんでしょうか、その辺もちょっと補足いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） はい、前田議員の方の質問にありました全体のざっとした台数ですけれども、ちょっと今現在、私の方で把握ができておりませんでしたので、また改めて回答させていただきます。

○議長（山路 有君） 教育委員会のは。全体がいくらあって、今回。

横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。リースでなくて購入で準備しているパソコンは、学校の外にある、ぶらっとルーム等に置いてあるパソコンだけになりますので、あのだいたい、ほぼ全体がリースだと思っていただければ結構です。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で報告第 16 号から 17 号を終わります。

日程第 6 報告第 18 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、報告第 18 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題とします。総務経済常任委員長長の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（8 番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長長の橋井でございます。報告第 18 号をご報告させていただきます。令和 6 年 12 月 3 日、日吉津村議会議長、山路有様。総務経済常任委員長橋井満義。

委員会調査報告書、本委員委に付託されました調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定によりましてご報告させていただくものであります。

皆様お手元に配布のとおりでございます。日吉津村議会総務経済常任委員会につきましては、閉会中に調査研究を行ったものでございます。令和 6 年 12 月 3 日、総務経済常任委員会委員長橋井満義。調査地、山口県大島郡周防大島町、そして広島県安芸郡海田町、以上 2 自治体において調査を行ったものであります。

期日は、令和 6 年 11 月 7 日から 8 日、2 日間にかけて行なっております。

出席者、私および副委員長、敬称を略させていただきます。副委員長前田昇、委員加藤修、斉田光門、山路有、並びに建設産業課課長福井真一、議会事務局局長里英樹、以上出席しております。

まず周防大島長について調査を行っております。調査目的であります、就農支援の手法について、そして空き家対策の取り組みと背景について、広島県海田町につきましては、指定管理者制度総合運動公園についてであります、これらの導入について、そしてまちづくりに関する諸課題について以上、調査目的とさせていただきました。

考察でございますが、一点目の周防大島町であります。周防大島町は山口県の瀬戸内海東部の

島で、令和6年4月1日現在で人口1万3,762人、面積138.09キロ平米であります。島を一周するのに1時間強かかるということでございました。世帯数は8095世帯で、本土と大島大橋で連結され結ばれております。本島の歴史については、明治中期、明治18年から明治27年にかけて3,900人をハワイに移民で送り出しており、ハワイのカウアイ島と姉妹提携し交流を続けておられます。

しかしながら、交通インフラ整備の大橋が開通したことに伴う人口流氓の過疎化や、高齢化の進行は否めておりませんでした。その対策に大変苦慮されておるのが実態でございました。そこで島内への移住者を増やすため、お試し住宅の提供や島の特産品のみかんを中心とした柑橘産地の新規就農支援を策定し、取り組んでおられました。

それには県の農地中間管理機構、そしてJA、町が連携した担い手支援センターを設立し事業を実施されておられました。それは営農塾を中心とした担い手育成事業、農地や農機具バンクの管理、斡旋、またみかんサポーターとして収穫作業の支援などを行っておりました。このみかんサポーターの心構えとして、事前の研修を行い、受入農家からの作業依頼に基づいて行われるものでありまして、昼食代や作業賃が受入農家から直接作業者に支払われるシステムでありました。

これらの依頼の農家の担い手募集についても、このようにきちっとしたパンフレットを作られ、配布されておりました。ちなみにこれらの作業賃の紹介をさせていただきたいと思いますが、昼食代は農家受け入れ側で準備します。農家で対応が難しい場合は、農家から現金500円が支給されますので、当日サポーター各自で昼食の準備をお願いします。

また、トイレについては受入農家に場所を確認していただき、特に女性のトイレについては、受け入れ農家へ配慮をお願いしておりますということでもあります。そして最終的な農家から直接支払われるお礼についてではありますが、基本的には無償ボランティアではありますが、一人につき1日2,000円の交通費と、みかん一箱10Kを支給します。みかん一箱は、現金2000円に置き換えることができます。みかんの支給か、現金の支給か事前に農家とよく話しあい、当日急な変更がないようにご注意くださいなどなど、細かいそういう受給関係が取り交わされておりました。

なるほどこれらの関係を、構築することが大切なことではないかなと改めて思ったところがあります。やはり農家としての専業農家か、別の仕事をしながらの兼業農家か、家の近くの小さな畑で自給自足をしたいのかなど、農家は人それぞれのライフスタイルによるもので、農業の成功は地域にどれだけ溶け込めるかにかかっているとのことでありました。この第一歩を踏み出すプラントされてることは、たいへん我が村でも参考となったものであります。

次、空き家対策についてであります。空き家対策として令和4年に空き家定住対策課を新設

され、空き家、空き地対策に加えて、それらを利用した定住対策を進めるための窓口とされておりしました。空き家率は令和 4 年 20.1%で課題であったように思いました。この状況を踏まえ、町が空き家を 10 年間借り上げ、移住者に貸し出す事業、空き家除却費用の 3 分の 1 上限 30 万円の補助事業。解体経費を金融機関からの借入利息補てん事業などの補助制度を設けておられました。

また、空き家の利用については空き家バンク制度を設け、所有者からの情報を町と不動産事業者が連携し、移住定住希望者に提供をしておられました。

情報の収集は空き家バンクのチラシを全戸配布、このような空き家バンクの情報収集を得るためのパンフレットはこのようなものでございました。それらを利用した定住対策を進めるための、窓口とされておったところでもあります。これらの空き家の利活用については、空き家バンク制度を設け、所有者からの情報を町と不動産事業者が連携をしておるところではありますが、これらについては全戸配布の町の広報誌への掲載を行い、自治会などと連携を密にしながら収集されておられました。

課題といたしましては、本村も同様、国の法的制度上、空き家の前面道路の条件で変わることの法的課題が大きく、新築、建て替え、不動産価値など、ハードルは高いように伺えたところがあります。さらに大島町は公立高校 1、国立工業高専 1 が既存に設置あるわけでありです。そして先般研修を行った後に、山口県立大学の学部キャンパスだったと思いますが、設置されるニュースが報道されておったところでもあります。やはり若者定住の一助となることを、町としてもたいへんお考えなられており、参考となるケースではあったなというふうに考えたところでもあります。

そして 2 点目、広島県安芸郡海田町についてであります。海田町については指定管理者制度、そしてまちづくりに関する 2 点についてお聞きをしたところでもあります。ちょっと、順序が前後入れ替わるわけですが、ご了解いただきたいと思います。

まず、総合公園指定管理者制度について調査を行ったものでありますが、ここの町は広島市の東に位置をし、呉とのあいだに挟まれております。交通アクセスの主要拠点であり、面積は 13.79 平方キロメートル、人口 3 万 788 人で広島県と呉、東広島のハブ都市として発展しているところでもあります。本村も同様な立地条件として、似通っておるところであります。

まず、マツダをはじめとする関連企業や、陸上自衛隊などが立地しており、転入数は増加しておりました。しかし、転入数の増加に伴う、住宅用地や防災対策については課題が多く、懸案となっておりました。それは、町の中心を流れる瀬野川沿線に広がる、低湿地帯の浸水区域で旧来

の住宅地が広がった人口密集地域であります。それ以外の土地は、広島独特の急傾斜地の土砂災害地域や、山林地域の市街化調整区域でありました。そこで災害リスクの回避として、市街化調整区域内の災害リスクに高い区域を、市街化調整区域に編入する、いわゆる逆線引きを進めようとされておりました。今後は、令和4年3月に策定された都市計画マスタープランにより、まちづくりを進められるように聞いております。

それから指定管理者制度につきましては、海田総合公園で実施されており、これまでに公園を含めた4カ所を、公募型サウンディング調査を実施され、民間活力を導入した官民連携を図るとされておりました。これにはコロナの影響もあったと思いますが、利用者の減少が喫緊の課題であるようでありました。指定管理者の選定に関しては、スケジュールに基づき4団体による申請で審査をされており、今後の課題として応募者の減少で、競争原理が働かなくなってることを当局としては懸念をされておられるようでありました。

本村もこれらの現状を踏まえた対応が必要であると、深く考えるところであったものでございます。以上、これらの調査報告を皆様方にご報告をさせていただきます。よろしくご検討いただきますようお願い致します。以上で、報告を終わります。

○議長（山路 有君） これから報告第18号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終わります。これで報告第18号を終わります。

日程第7 報告第19号

○議長（山路 有君） 日程第7、報告第19号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題とします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

河中委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。閉会中の調査について報告いたします。

報告第19号令和6年12月3日日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。

委員会調査報告書、本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。教育民生常任委員会閉会中の調査報告書、期日、令和6年10月28日、視察地、島根県仁多郡奥出雲町、視察目的高齢者政策について。参加者、

教育民生常任委員 5 名敬称略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子と橋田和久福祉保健課長、里英樹議会事務局長の 7 名です。

施設の概要、全国の自治体で、子育て支援に力を入れているところは多いですが、高齢者と向き合ったハートフルな施策を、大々的に取り組んでいる実態は日吉津村も同様であり見られません。島根県仁多郡奥出雲町、たたらと国産ブランド米の仁多米、小説絶唱や砂の器の舞台となった山間の町で、ここでは高齢者等の安心安全生活サポート事業として、安否、体調の確認など高齢者の見守りネットワークが取り組まれています。高齢者支援、施策について視察いたしました。

奥出雲町の人口は 1 万 1,200 人、世帯数 4620、高齢化率 46.0%と高齢化が進んでいます。高齢者に対する見守り事業は、町外に住んでいる家族にも安否確認ができる 24 時間体制の、おはようタッチメール配信サービスや、町民が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにとの思いから、小さな拠点づくりの推進など、高齢者に優しい政策が行われています。また、雪深い山里であることから、冬の除雪が必要な時期には助け合い除雪作業の対価として、一人 1 時間 500 円の商品券を配布しています。除雪は雪の多い年は延べ 546 時間、少ない時でも 243 時間に及ぶということでした。日吉津村でも、有償ボランティアについて考える必要を感じました。

他にも、希望者一人世帯にでも弁当を配達するサービス、食材日用品の配達サービス、また高齢または冬季間の積雪等のため、住宅で生活することに不安のある方に一定期間住居を提供する、高齢者生活ホームの活用も行っています。部屋数和室 5 部屋、自立した生活ができる六十歳以上という条件付きですが、家賃は 1 ヶ月ゼロ円から 3 万 5,000 円と利用しやすく、家庭で何かあった時などに便利で安心できる施設です。このように高齢者のニーズに応えた、暮らしに密着した細い支援が運用されていて、大いに参考になりました。

視察いたしました各委員の感想を少し紹介します。雪深い山間部での除雪作業に関心があったが、除雪ボランティアに対して一人 1 時間 500 円という有償で取り組んでいた。ボランティアが、半ば強制になっていると問題視されるようになって久しい、ボランティアイコール無料の時代は終わった。日吉津村も有償ボランティアの制度を考えるべきだと思う。暮らしの便利帳に、生活に必要な情報が集約され、一つになっているのは便利であるしよい。サービスも利用者のニーズを掘り起こして形にしているところが素晴らしいと思った。日常生活の中での小さな集まり、立ち話など、気さくに話せる相手と場所があることが、高齢者にとって健康と生きがいの基本になっていると感じた。遠距離家族との繋がりが、おはようタッチシステムを通じて 24 時間体制で行

われている。このシステムは家族の安心、安全を守るためにも、心強い取り組みだと思う、など多くの意見がありました。

まとめといたしまして、奥出雲町の総面積は 368 平方 km、そのうち 8 割が山林です。山間のそれほど利便性が良いとは言えない中山間地域であり、過疎、少子高齢化が進む中、高齢者に対する見守り事業はスタートいたしました。おはようタッチの前身は、平成 20 年度から今年 3 月で終了いたしました、町内のケーブルテレビを活用した対面での見守りネットワークサービスでありました。老朽化により、今年度から現在のおはようタッチサービスに移行致しましたが、移行に関してもアンケートや、聞き取りをし、住民のニーズに応えた形にしています。各居宅にありますおはようタッチのボタンを押すと、遠距離の家族と奥出雲コールセンターに今日も元気ですよという安否確認のメールが届き、何かの時には警備会社が家に駆けつけるというシステムになっています。

日吉津村は平野部で、交通の利便性も生活様式にも不自由は見えませんが、独居や日中は高齢者だけになる世帯は少なくありません、既に張り巡らした通信も、ケーブルテレビ 113 チャンネルや、防災日吉津村を活用して暮らしの中での問題点、困りごとなどきめ細かいサービスを充実したいものだと思います。高齢者に対して安否、健康確認は必須です。奥出雲町を視察して子育て支援と同様に、さらなる高齢者に向けた施策が必要だと感じました。以上で報告終わります。

○議長（山路 有君） これから報告第 19 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 河中委員長たいへん丁寧な調査していただきまして、ありがとうございます。ちょっとお伺いをしたいなと思っておりますのは、このおはようタッチポンという、たいへん良いシステムかなというふうにお伺いをしたところではありますが、これはちなみにこのケーブルネットワークを利用した、どういうんでしょうか、アクセスで、たとえばこれはそれであれば、中海ケーブルを利用して本村でも可能というような代物だったのでしょうか。お教えください。

○議長（山路 有君） 河中委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 現在のおはようタッチというのはケーブルテレビを利用したものではありません。

○議長（山路 有君） はい、よろしいですか。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですのでこれで報告第 19 号を終わります。

日程第 8 承認第 3 号 から 日程第 9 承認第 4 号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 8 から日程第 9 までは専決処分に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます、したがって、日程第 8、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて、専決処分内容は令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）、日程第 9、承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて、専決処分内容は令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）を一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました承認第 3 号から承認第 4 号までについて提案理由をご説明申し上げます。初めに承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、これは令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）の関係であります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 3 日を期日として、専決処分を行ったものでございます。歳入歳出それぞれ 289 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 28 億 5,323 万 3,000 円とするものでございます。

歳出からご説明を申し上げますので、5 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 4 項選挙費、第 2 目国政選挙費に 300 万円の増額を計上しておりますが、これは令和 6 年 10 月 27 日執行の、衆議院議員総選挙のための職員手当等 117 万 3,000 円や、委託料 48 万 9,000 円の増額が主なものでございます。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費において、10 万 8,000 円のお積み立ての減額で調整をしております。

続いて歳入についてご説明を申し上げますので 4 ページをご覧ください。第 15 款県支出金、第 3 項委託金、第 1 目総務費委委託金では 289 万 2,000 円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明しました衆議院議員総選挙一委託金の増額によるものでございます。以上、承認第 3 号の説明とさせていただきます。

次に、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、これは令和 6 年度鳥取県西伯郡日

吉津村一般会計補正予算（第４回）の関係でございますが、地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 15 日を期日として専決処分を行ったものでございます。

歳入歳出それぞれ 28 億 5,323 万 3,000 円とするものでございます。4 ページをご覧ください。歳出におきまして第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 20 万 6,000 円の増額を計上しておりますが、これは令和 6 年 10 月 9 日に発生いたしました日吉津村小学校農園における自動車破損の賠償金の増額によるものでございます。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費において 20 万 6,000 円の積立の減額で調整をしております。以上、一括議題となりました承認第 3 号から承認第 4 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 10 議案第 33 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 33 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 33 号平成 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について提案理由を申し上げます。歳入歳出それぞれ 132 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 28 億 5,455 万 9,000 円とするものでございます。

歳出の主なものからご説明を申し上げます。はじめに 9 ページをご覧ください。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 1,019 万 9,000 円の増額を計上しておりますが、これは介護報酬の改定等による障害者自立支援給付費の増額が主なものでございます。次の 10 ページをご覧ください。同款第 3 項生活保護費、第 2 目生活保護扶助費に 770 万円の増額を計上しておりますが、これは対象者の入院による扶助費の増額が主なものでございます。次に 11 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費に 1,600 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、これは当初村道 5 号線西川橋 3 補修工事及び村道 5 号線ホレコ橋 5 補修工事を計上しておりましたが、補助金が満額配分されなかったため、村道 5 号線西川橋さん 3 補修工事を、本年度中止にしたこと及び、村道温泉線舗装補修工事の完了に伴う工事請負費の減額が主なものでございます。14 ページをご覧ください。第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費を 580 万 3,000 円の積立の減額で調整をしております。

続いて歳入の主なものについてご説明を申し上げますので、7 ページをご覧ください。第 14 款 国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では 880 万、4000 円の増額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました障害者自立支援給付費等国庫負担金 505 万 4,000 円と生活保護費国庫負担金 375 万円の増額によるものでございます。同款第 2 項国庫補助金、第 4 目土木費国庫補助金では 1,189 万 1,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました橋梁工事において、補助金が満額配分されなかったことによる道路メンテナンス事業補助金の減額によるものでございます。続いて 8 ページをご覧ください。第 20 款諸収入、第 5 項雑入、第 1 目雑入に 640 万 6,000 円の増額を計上しておりますが、これは南部箕蚊屋広域連合負担金過年度分の増額が主な要因でございます。第 21 款村債、第 1 項村債、第 1 目村債に 430 万円の減額を計上しておりますが、これは歳出でご説明いたしました橋梁工事における道路事業債の減額が主な要因であります。なお、道路事業債に計上しておりました村債を一部公共施設等適正管理推進事業債として振替をしております。以上、議案第 33 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で、議案第 33 号の提案説明を終わります。

日程第 11 議案第 34 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 34 号鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 34 号鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について提案理由をご説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律により、公立学校の学校医等が公務上の災害により、負傷、疾病、死亡又は障害の状態となった場合は、各町村が条例を定めて補償を行っていましたが、公務災害の認定及び補償に係る事務の軽減を図る観点から、令和 7 年度より、鳥取県町村総合事務組合が共同処理する事務として取り扱うこととなったため、規約を変更する協議をすることについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第 34 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認たまりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第 34 号の提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。なお、次回の本会議は、明日 12 月 4 日午前 9 時から一般質問を行いますので同議場にご参集ください。

午前 10 時 25 分 散会
